

## 訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【民訴・民執・保全法Ⅰ】

頁数	場所	誤	正
147	令和4年改正により(3)②dアを右記のとおり変更	d ウェブ会議・電話会議(固定電話 or 携帯電話)：○  ア「当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る」とする要件を <b>廃止</b> (令和4年改正)  ※従前は、当事者が誰も出頭していないような「期日」は概念として想定しがたいとの理由であったが、当事者の利便を向上するとともに、迅速な手続を実現する観点から、当事者双方がウェブ会議や電話会議により手続に参加することを認めた。また、「 <u>当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき</u> 」との要件も、 <u>遠隔地要件を廃止し</u> 、単に「 <u>相当と認めるとき</u> 」とした。なお、「 <u>当事者の意見を聴いて</u> 」という要件はそのまま存続する。	

### 【民訴・民執・保全法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
81	令和4年改正により3(1)③を追加	③裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、 <u>裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法(ウェブ会議・電話会議)</u> によって、 <u>和解の期日</u> における手続を行うことができる(89Ⅱ-令和4年改正)。  ※和解の期日に、ウェブ会議・電話会議を利用して当事者が出席することを可能とした。	